の規則4. (4. 3. 及び4. 4. を除く。)及び6. (6. 1. 及び6. 3. にあっては同規則に規定するステージ2に係る要件に限る。)に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合（法第75条第3項の規定による判定を行う場合、法第75条の2第3項の規定による判定を行う場合及び法第75条の3第3項の規定による判定を行う場合をいう。以下同じ。）以外の場合にあっては、協定規則第117号第3改訂版の規則6. 1. 及び6. 3. の規定にかかわらず、協定規則第117号第3改訂版の規則8. 3. 及び8. 4. の規定」と、「協定規則第117号第2改訂版補足第14改訂版の規則4. (4. 3. 及び4. 4. を除く。)及び6. (6. 1. 及び6. 3. にあっては同規則に規定するステージ2に係る要件に限る。)に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合（法第75条第3項の規定による判定を行う場合、法第75条の2第3項の規定による判定を行う場合及び法第75条の3第3項の規定による判定を行う場合をいう。以下同じ。）以外の場合にあっては、協定規則第117号第2改訂版補足第14改訂版の規則8. 3. 及び8. 4. の規定」と読み替えるものとする。

一　（略）

二　令和八年七月七日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

17・18　（略）

19　除雪のために使用するブレード又はスノープラウを備える自動車については、当分の間、細目告示第十一条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第千四十八号）による改正前の細目告示第十一条第三項の規定に適合するものであればよい。

（かじ取装置）

第七条　（略）

2～15　（略）

16　運行補助機能（協定規則第七十九号の規則2・3・4・に定める機能及び協定規則第百七十一号の規則2・1・に定める機能をいう。以下この条において同じ。）を有するかじ取装置を備える自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示第十三条第二項、第九十一条第二項、第百六十九条第一項及び別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第千百七十二号）による改正前の細目告示第十三条第二項、第九十一条第二項、第百六十九条第一項及び別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」の規定に適合するものであればよい。この場合において、当該細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項中「協定規則第79号」とあるのは「協定規則第79号第4改訂版補足第4改訂版」と読み替えるものとする。

一　令和十一年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十一年九月一日から令和十三年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十一年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と運行補助機能の性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

（かじ取装置）

第七条　（略）

2～15　（略）

16　運行補助機能（協定規則第79号の規則2・3・4・に定める機能及び協定規則第171号の規則2・1・に定める機能をいう。以下この条において同じ。）を有するかじ取装置を備える自動車については、細目告示第十三条第二項、第九十一条第二項、第百六十九条第一項及び別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第千百七十二号）による改正前の細目告示第十三条第二項、第九十一条第二項、第百六十九条第一項及び別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」の規定に適合するものであればよい。

（新設）

（新設）